

「なごやバリアフリーお出かけナビ」実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、名古屋市内の施設等のバリアフリー情報を、名古屋市バリアフリー情報発信サイト「なごやバリアフリーお出かけナビ」（以下「本サイト」という。）に登録し、広く周知することにより、名古屋のまちに訪れる人や暮らしている人の誰もが安心して出かけられるようにすることを目的とする。

（対象施設等の要件）

第 2 条 名古屋市内の施設等のうち、次のいずれにも該当しないものを対象とする。

- （１）本サイトの公共性、中立性および品位を損なうおそれがあるもの
- （２）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人・法人の宣伝に関するもの
- （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める営業に関するもの
- （４）公序良俗に反するおそれがあるもの（名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものを含む。）
- （５）法令等に反するもの
- （６）旅館業法で規定する簡易宿所営業又は下宿営業に該当するもの
- （７）その他、名古屋市長が適当でないと認めるもの

（登録）

第 3 条 本サイトへの登録を希望する施設等（以下「応募施設」という。）は、「なごやバリアフリーお出かけナビ」登録申請書（第 1 号様式）（以下「登録申請書」という。）を市長に提出する。

2 市長は、応募施設から提出された登録申請書の内容を確認し、前条の要件を満たす場合は、本サイトへの登録を許可し、サイトに情報を掲載する。

3 応募施設は、申請した時点で、登録申請書に記載した内容等を本サイトへ掲載することについて承諾したものとみなす。

（登録内容の変更）

第 4 条 本サイトに登録した施設等（以下「登録施設」という。）は、登録申請書に記載した内容等に変更が生じた場合は、速やかに「なごやバリアフリーお出かけナビ」内容変更届（第 2 号様式）（以下「内容変更届」という。）を市長へ提出するものとする。

（登録の中止）

第 5 条 登録施設は、施設を廃止する等の理由により本サイトへの登録を中止する場合は、「なごやバリアフリーお出かけナビ」登録中止届（第 3 号様式）を市長へ提出するものとする。

（登録施設の役割）

第 6 条 登録施設は、次の各号に掲げる項目について取り組むものとする。

- （１）内容変更届による変更をしない場合は、本サイトに掲載したハード面・ソフト面におけるバリアフリーの取組みを継続すること。
- （２）事務手続き（年 1 回の内容確認等）には速やかに応じること。
- （３）本サイトに掲載した取組み以外でも、バリアフリーに積極的に取り組み、従業員等の啓発に努めること。

（登録の取消し）

第 7 条 市長は、登録施設が第 2 条の要件を満たさなくなった場合、前条第 1 号若しくは第 2 号の取組みを行わず登録施設として適切でないと判断した場合又は登録施設の存在を確認できなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

（事務の処理）

第 8 条 この要綱に関する事務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課（以下「障害企画課」という。）及び本市より委託した事業者において処理する。

（協議）

第 9 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、障害企画課及び応募施設または登録施設の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。